

2 人権・生活

関連予算の執行額

(単位：千円)

会計 区分	予算科目			予算執行額
	款	項	目	
一般	02 総務費	01 総務管理費	13 消費者行政推進費	60,508
一般	02 総務費	02 企画費	02 計画調査費	328,997
一般	02 総務費	02 企画費	03 運輸交通対策費	2,616,027
一般	02 総務費	02 企画費	04 青少年女性対策費	276,974
一般	02 総務費	06 防災費	01 防災総務費	1,000,373
一般	02 総務費	06 防災費	02 消防指導費	99,438
一般	03 民生費	01 社会福祉費	10 人権施策推進費	190,272
一般	04 衛生費	01 公衆衛生費	03 予防費	1,831,961
一般	04 衛生費	02 環境衛生費	02 食品衛生指導費	218,745
一般	04 衛生費	02 環境衛生費	03 環境衛生指導費	552,022
一般	07 商工費	01 商業費	02 商業振興費	1,355,309
一般	07 商工費	02 工鉱業費	03 鉄砲火薬ガス等取締費	10,792
一般	08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	428,122
一般	08 土木費	02 道路橋りょう費	04 交通安全対策費	2,110,989
一般	09 警察費	01 警察管理費	02 警察本部費	1,598,021
一般	09 警察費	01 警察管理費	03 警察施設費	150,562
一般	09 警察費	01 警察管理費	04 運転免許費	320,917
一般	09 警察費	02 警察活動費	01 警察活動費	2,024,060
一般	10 教育費	01 教育総務費	04 教育指導費	589,850
一般	10 教育費	06 社会教育費	04 文化の森総合公園文化施設費	817,040

1 人権を尊重する社会づくりの推進

1 人権教育・啓発の推進（人権課，人権教育課，生涯学習政策課）

1(1) 人権啓発の推進

平成 16 年 12 月に策定された「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき，人権尊重理念の普及高揚を図るため，人権全般及び同和問題をはじめ個人権課題に係る啓発事業を推進し，差別意識の解消・人権意識の高揚に努めた。

ア 人権啓発資料の作成

県民の人権意識の高揚を図るため，人権啓発冊子・同和問題啓発テキスト等を作成，配布するとともに啓発に活用した。

イ 啓発研修

自治研修センター及び関係行政機関等が開催する研修会等に人権啓発推進員を派遣し，同和問題をはじめとする人権課題について啓発を図った。

実施回数 年間 135 回

ウ 人権啓発指導者養成研修

市町村職員等を対象として，県下における人権啓発の指導者養成研修を実施した。

開催日 平成 20 年 1 月 22 日（火）

場 所 徳島プリンスホテル

参加人員 43 名

エ マスメディア広報

人権意識の普及高揚を図るため，マスメディアを利用した広報を行った。

(ア) 新聞広報

徳島新聞等に啓発記事を掲載した。

(イ) ラジオ番組

県啓発広報番組「むすんでひらいて」(5 分間) において，同和問題をはじめとする人権課題について県民への啓発を図った。

放送回数 毎土曜日 計 5 2 回

(ウ) ラジオスポット広報

ラジオスポット(1 回 1 5 秒) を利用し，啓発を行った。

放送回数 平成 19 年 12 月 4 日～ 10 日 1 日延べ 4 回 計 28 回

オ 人権フェスティバル

さまざまな人権問題の啓発事業により多くの人々の参加を促し，基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解と広く人権思想の普及高揚を図ることを目的に，各種啓発事業を一体的，総合的に実施する人権フェスティバルを開催した。

開催日 平成 19 年 11 月 10 日（土）

場 所 美馬市都市公園うだつアリーナ

主な内容 講演会，資料展等の実施

入場者数 約 4,000 名

カ 人権啓発活動市町村再委託事業

市町村に人権啓発事業の委託を行い、県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚を図った。

委託金額 13 市町 10,606,000 円

キ 人権啓発活動市町村モデル事業

地域に根ざした創意工夫のある人権啓発の取組について市町から県に提案された優れた人権啓発事業について、モデル事業として市町に委託を行い、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚を図った。

委託金額 2 市 1,767,000 円

ク みんなが主役の人権啓発推進事業

県内のNPOや市民活動団体などから人権啓発推進に関する様々な事業を募集し、県の設置する審査委員会において適当と認められた事業について事業を委託した。県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚、市民活動団体の育成を図った。

委託金額 8 団体 4,496,577 円

1(2) 人権教育啓発推進センターの開設・運営

ア 指定管理者による施設運営

人権尊重の理念を広く県民に普及し、さまざまな人権問題の解決に資するため、沖洲マリントーナビル内に、徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」を開設し、指定管理者であるNPO法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワークにおいて、施設の運営及び啓発講座やイベント等の事業を実施した。

指定管理料 65,100,000 円

イ 相談事業の実施

弁護士による人権相談	毎月1・3火曜日	計22回
人権擁護委員による人権相談	毎週土曜日	計46回

1(3) 人権教育の推進

ア 「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進

「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進するため、学校教育及び社会教育両面において、あらゆる機会を捉えて、普及促進に努めた。

イ 学校計画訪問等

学校における人権教育の推進を図るため、計画訪問指導を実施するとともに、市町村教育委員会及び関係機関において実施されている研究会へ要請により指導主事を派遣し、指導助言を行った。

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
計画訪問指導	53 園	72 校	25 校	17 校	4 校

ウ 管理職等研修

校長、教頭等の資質及び指導力の向上を図るため、研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
管理職人権教育研修会（小・中）	638 人
管理職人権教育研修会（高・特別支援）	145 人

エ 人権教育主事研修

学校における人権教育の推進者となる人権教育主事の資質及び指導力の向上を図るため、研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
人権教育主事研修会	376 人

オ なるほど人権教育セミナーの開催

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが重要であることから、普遍的な視点及び個人権課題に関する密度の濃い研修を実施し、教職員のさらなる資質の向上と人権教育の充実を図った。

名 称	実 施 回 数	参 加 者 数
なるほど人権教育セミナー	10 日間・17 講	延べ 1,290 人

カ 文部科学省人権教育研究指定校

指 定 校	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
久勝小学校	平成 18 年～19 年	平成 19.11.7	380 人
鳴門東小学校	平成 19 年～20 年		
神山中学校	平成 18 年～19 年	平成 19.11.2	260 人
三加茂中学校	平成 19 年～20 年		

キ 県教育委員会人権教育研究指定校

指 定 校（園）	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
久勝幼稚園	平成 18 年～19 年	平成 19.11.7	50 人
鳴門東幼稚園	平成 19 年～20 年		
徳島北高等学校	平成 18 年～19 年	平成 19.10.31	320 人
阿南養護学校	平成 19 年～20 年		

ク 人権教育促進事業（子どもふれあい地域教育促進事業）の実施

地域が主体となって子どものふれあいを大切にした人権に関する活動（人権問題の解決に向けた取組、社会奉仕体験活動等）を実施する市町村に事業委託し、子どもたちの人権尊重の精神の

涵養に努めた。

(実施中学校区) 23 市町村, 78 中学校区

ケ 中・高生による人権交流事業の実施

県内の中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が各ブロックにおいて、生徒実行委員会活動や先進地研修を重ねた上で人権交流集会を実施した。この集会には542名の参加があり、人権について語り合うことをとおして人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解決する実践力を身につけた生徒の育成に努めた。

コ 人権教育指導員の委嘱

人権教育指導員を50名委嘱し、人権問題解決のために各種研修会等において指導助言を行った。

実施回数	参加者数
延べ327回	延べ23,918人

サ 人権教育資料、教材等の整備

社会人権教育資料を配布するとともに、電子媒体(インターネット)で公開し、より多くの県民に資料の提供を行った。

シ 青年による人権教育交流推進事業の実施

人権の視点に立った大学生などによるサークル活動の実践力の養成と学校等における人権教育の推進を図るため、サークル等に相互交流と研修の機会を提供し、優れた活動を選出した上で学校等の要請により派遣を行った。

ス 人権教育に関する指導者の研修

人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図るため、社会教育主事や社会教育施設関係者等を対象に研修会を実施した。

名称	参加人員
人権教育指導者研修会	延べ79人

セ 識字学級交流推進費補助

識字学級を開設している市町村に助成し、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決と識字学級の相互の交流及び学校や社会教育団体等との交流活動を積極的に推進するとともに社会啓発活動の促進に努めた。

ソ 文化の森人権問題啓発事業

識字学級制作の作品や啓発資料を展示するとともに、啓発ビデオを上映する人権啓発展を開催し、県民の人権意識を高め、人権問題の解決に努めた。

タ 「とくしま教育の日」人権教育・啓発資料展の実施

人権教育・啓発資料等を「とくしま教育週間」中に県立総合教育センターで展示し、県民への人権教育・啓発の推進に努めた。

チ 「ハートtoハート つながるtwoハート」事業

県民がショートレター等による家族や友人間での双方向のやりとりを作品として制作すること

及び県教委が人権教育教材や資料に優秀作品を活用することにより、人権意識の高揚を図った。

応募総数 1,863 点

ツ 人権教育推進のための調査研究事業（文部科学省委託事業）の実施

人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権教育を一層推進するために、県及び再委託先においてモデル事業を実施し、子どもと保護者が共に人権について学ぶことができる学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行い、その成果の普及に努めた。

2 男女共同参画社会の形成

1 平等を基礎とした男女共同参画の促進（男女参画青少年課）

1(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

ア 県の審議会等への女性委員の選任割合の拡大

区分	審議会等の設置数	委員数	女性委員数	女性の占める率
平成 20 年 4 月 1 日	60	1,002 人	437 人	43.6 %

イ 女性の人材育成と研修の充実

1(2) 家庭・地域等における男女共同参画の推進

ア 地域における啓発・研修事業

地域における男女共同参画を推進するため、県南部の阿南市及び県西部の三好市において「男女共同参画講演会」を実施した。

阿南市 2 月 17 日 参加者 250 名

三好市 3 月 1 日 参加者 200 名

1(3) 男女共同参画推進拠点の利用促進

時代の要請や県民のニーズに即した、本格的な男女共同参画推進拠点として整備した徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」の利用を促進した。

平成 19 年度来所者数 約 41,500 人

1(4) 総合相談体制の充実・強化

女性のための総合相談事業として、「フレアとくしま相談室」で電話相談をはじめ、面接、法律、健康相談を行った。

電話相談 1,386 件、面接相談 40 件、法律相談 62 件、健康相談 10 件

2 個人の尊重と男女平等意識の確立（男女参画青少年課）

2(1) 男女共同参画の広報・啓発

ア 男女共同参画社会の早期実現を目指して、計画的かつ効率的な施策を推進するため、7月7日から13日までの1週間を「徳島県男女協調週間」に、7月11日を「徳島県男女協調の日」として制定しており、男女共同参画に関する講演会や作品展示等を開催した。

イ 男女共同参画の総合的な推進拠点である男女共同参画交流センター「フレアとくしま」において「フレアとくしま100講座」を実施した。

ウ 男女共同参画についての理解と認識を深めるため、県民の新たな視点や手法による企画提案事業として、DV防止・少子化対策など10事業を実施した。

2(2) 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画の推進

配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、平成17年12月に策定した「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」の推進を図るため、若年層向けDV防止啓発として県立学校4校で「DV防止ワークショップセミナー」を開催した。

3 男女の働く権利の保障と条件整備（商工政策課）

3(1) 商工自営業における女性の地位向上

ア 商工会、商工会議所の女性部活動への支援

商工会等経営支援団体の指導支援体制の充実・強化を図る中で、女性部活動の支援を図った。

商工会 36団体

商工会議所 6団体

4 総合的な推進体制の整備（男女参画青少年課）

4(1) 「徳島県男女共同参画基本計画」の策定及び推進

平成19年3月に策定した「徳島県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画立県とくしまの実現を着実に推進した。

3 ボランティア活動の推進

1 ボランティアの気運づくり（県民との協働課）

1(1) 地域活力再生に向けたボランティア活動の促進

複雑・多様化した地域の課題解決に向けて、県民一人ひとりによる自発的なボランティア活動など「地域活力の再生」を目指し、とくしまボランティア推進センターにおいて、少子化時代における次世代の育成、セカンドライフにおける地域貢献の促進、災害に強い地域の育成など、今日的なテーマ性を持った人材育成、広報・啓発等の各種事業を実施した。

2 ボランティア活動支援の充実（県民との協働課、県土整備政策課）

2(1) 活動支援拠点の整備・充実

ア 市町村における各種支援・整備充実

近年頻発する自然災害や南海・東南海地震に対する、市町村が行う災害ボランティアの拠点となる施設の基盤整備事業を支援した。

2(2) 活動環境の整備

ア アドプト・プログラム県民運動の推進

新しい県づくり・地域づくりとして、県民との協働によるアドプト・プログラムを県下の河川、道路、港湾、公園に広く普及させるとともに、公共土木施設以外の公の施設への導入も推進した。

イ アドプト活動への支援

県管理の土木施設等に係るアドプト契約団体に対し、看板設置等の支援を行った。

4 生活衛生の確保

1 食品衛生対策の推進（生活衛生課）

1(1) 食品衛生対策の推進

ア 食品衛生監視・指導の強化及び試験検査体制の充実

(ア) 食品衛生の監視

項目	対象数	監視延件数
許可施設	17,734 件	12,754 件
許可不要施設	9,791	8,848
計	27,525	21,602

(イ) 食品の収去試験

項目	検査件数	不適件数	不適率
微生物検査	9,846 件	479 件	4.9 %
化学検査	1,619	13	0.8

(ウ) 食中毒発生状況

項目	発生件数	摂取者数	患者数	死者数
発生件数等	3 件	384 人	97 人	0 人

1(2) 食肉衛生対策の推進

ア 食肉等検査体制の充実強化

(ア) と畜検査状況

食肉用として出荷されたすべての牛についてBSE検査を実施した。

また、腸管出血性大腸菌O-157等の遺伝子レベルでの検索を行った。

夏休み期間中に小学生を対象とした「親子体験教室」を実施し、食肉検査についての理解が得られた。

10月には、徳島文理大学において、生産者、食肉加工業者、販売者、消費者が参加した「食肉に関するリスクコミュニケーション」を開催し、それぞれの立場における「食肉の安全・安心」への取り組みについて相互理解を図った。

区分	と畜検査頭数	と畜検査に基づく 全部及び一部廃棄頭数
牛	10,579	5,551
豚	207,852	103,219
馬	35	12
とく(子牛)	32	25
めん羊山羊	0	0
合計	218,498	108,807

2 動物愛護管理対策の推進(生活衛生課)

2(1) 動物愛護思想及び動物の適正飼育の普及・啓発の推進

ア 犬の登録と注射及び立入調査等状況(単位:頭,件)

事項	実績数
登録頭数	4,471 (42,874)
狂犬病予防注射数	30,427
立入調査件数	242
措置命令件数	5

()内は登録原簿記載頭数

イ 犬及びねこの捕獲等処分頭数 (単位：頭・匹)

事項		実績数
A	徘徊犬捕獲数	2,218
	犬引取り数	1,304
	負傷犬収容数	47
B	返還犬数	162
	譲渡犬数	162
C	処分犬合計数 (A - B)	3,245
D	ねこ引取り数	2,767
	負傷ねこ収容数	59
E	返還ねこ数	12
	譲渡ねこ数	42
F	処分ねこ数 (D - E)	2,772
G	犬・ねこ処分合計数 (C + F)	6,017

2(2) 動物愛護思想及び適正飼育の普及啓発

動物愛護管理センターを拠点とし、各種の動物愛護事業を実施し、動物愛護思想の普及啓発や動物の適正な飼育管理の指導を行った。

平成 19 年度動物愛護関係事業

事業	内容	開催回数
動物愛護啓発事業	動物ふれあい教室	79
	動物ふれあい移動教室	9
	動物ふれあい訪問	3
	夏休み一日体験学習	3
動物適正飼養啓発事業	しつけ方教室 (講師派遣含む)	19
	適正飼養講習会	28
獣医療	負傷動物の治療	
その他行事	動物ふれあいフェスタ 2007	
	動物愛護のつどい	
	飼い主をさがす会同窓会	
	シンポジウム 2008	

2(3) 動物由来感染症の予防体制整備及び普及啓発

「徳島県動物由来感染症対策検討会」の運営状況

名 称	開催回数
徳島県動物由来感染症対策検討会	3 回

3 生活衛生対策の推進（生活衛生課）

3(1) 営業施設に対する監視と指導の強化

ア 生活衛生監視指導状況

日常の監視活動の中で、衛生的管理が十分にとれていない施設に対して監視指導を実施し、営業者自身の衛生的管理に対する意識を定着させた。

業種	施設数	監視延件数	監視指導率
理容所	1,257 件	124 件	9.9 %
美容所	2,019	157	7.8
クリーニング所	894	69	7.7
興行場	22	8	36.4
公衆浴場	222	49	21.6
計	4,414	407	9.2

4 水道施設の整備（生活衛生課）

4(1) 水道施設の整備促進

平成 18 年度末における水道の整備状況は、行政人口 800,421 人に対し給水人口 756,739 人で、普及率は 94.5%である。

水道の施設数は、上水道 19 施設、簡易水道 126 施設、専用水道 48 施設、計 193 施設となっている。

(推移表)

区 分	単位	昭和 55 年度	平成 2 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
行政人口	人	823,726	828,588	827,052	820,538	819,180	817,489	814,378	810,285	805,028	800,421
給水人口	人	728,420	725,545	764,759	760,738	762,702	762,064	759,810	760,301	755,877	756,739
普及率	%	88.4	90.7	92.5	92.7	93.1	93.2	93.3	93.8	93.9	94.5
水道施設数	カ所	217	221	199	194	196	207	203	200	193	193
内 訳	上水道	"	30	29	30	30	30	30	30	25	19
	簡易水道	"	155	157	141	138	140	132	127	127	126
	専用水道	"	32	35	28	26	26	45	46	48	48
飲料水供給施設	"	125	140	136	130	134	137	127	127	123	111

補助事業は 11 カ所で、延べ総事業額 14 億 2 千万円（うち 7 億 5 千万円は繰越）で整備が図られた。

(平成 19 年度水道施設整備費国庫補助事業実施表)

事業の種類	実 施 カ所数	計画給水 人 口	総事業費	左の内訳	
				国庫	その他
上水道 国庫補助事業	カ所 6	272,400	千円 802,154 (346,377)	千円 94,700 (20,700)	千円 707,454 (325,677)
簡易水道 国庫補助事業	5	10,057	616,427 (399,286)	177,536 (123,460)	438,891 (275,826)
計	11	282,457	1,418,581 (745,663)	272,236 (144,160)	1,146,345 (601,503)

(注) () 書きは繰越額で内数

5 消費生活の充実

1 消費者の安全・安心の確保（県民くらし安全課）

1(1) 消費者基本条例の運用

消費者基本条例の運用により、消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、条例に基づき策定した消費者基本計画の施策を推進した。

徳島県消費生活審議会の運営

開催年月日	内 容
平成 19 年 9 月 21 日	・「くらしのサポーターについて」ほか

1(2) 消費者情報センターの運営

消費者問題に対して、民間が有するノウハウ、柔軟性による一層のきめ細かなサービスが行えるよう、相談業務を委託して、適切な部局・機関へつなぐ「ワンポイント・サービス」を実施するなど、より迅速・適切な相談や助言を目指し、消費者情報センターを運営した。

平成 19 年度相談件数 5,500 件

1(3) 消費者関連法令に基づく指導

ア 特定商取引に関する法律による指導

訪問販売等の取引の適正化及び購入者等の利益の保護を図るため、特定商取引法の遵守について指導に努めた。

イ 家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法による指導

消費者による商品の適正な選択を確保し、生命又は身体に対する危害の発生等を防止するため、販売業者に対し立入検査を実施し、表示の不備、不適正事項等の指導に努めた。

平成 19 年度立入検査の状況

事項	内訳	検査店舗数	検査件数	内訳		
				適正表示	無表示	不適正表示
家庭用品品質表示法		店 57	件 1,244	件 1,243	件 0	件 1
消費生活用製品安全法		34	231	231	0	0

ウ 消費生活協同組合の指導育成

県下に活動中の生協（地域生協 5，職域生協 3，連合会 1，合計 9 組合）に対し、消費生活協同組合法の運用を通して指導・育成に努めた。

エ 物価対策事業の推進

消費者の物価に対する関心や知識を深め合理的な購買行動を助長するため、情報誌の発行や展示会を開催するなど、物価情報の提供を行った。

消費生活情報誌とくしまのくらし 4 回 各 10,000 部

価格動向の情報把握・提供 毎月

オ 公正な取引の確保

不当景品類及び不当表示防止法の運用を行うことにより、商品及び役務の公正な取引の確保と消費者の利益保護に努めた。

事案処理等件数

区分	違反被疑事案受付件数 (うち違反件数)	相談件数
景品関係	0(0)	3
表示関係	75(22)	8

2 消費者の自立支援と協働（県民くらし安全課）

2(1) 消費者啓発・教育の推進

県民が自立した消費者として複雑・多様化した消費者問題に対処できるよう、啓発・教育を行い、意識の高揚を図った。

ア 各種講座等への講師派遣

平成 19 年度講座実施状況

(ア) くらしの講座

市町村等と共催し、県民が当面する消費者問題や、商品等について理解を深めるよう講師を派遣した。

100 回，7,020 人受講

(イ) 高齢者緊急対策事業

高齢者等の被害の未然防止のため、福祉関係者の研修会等へ講師を派遣した。

17 回，1,100 人受講

(ウ) 消費者教育推進事業

県民がライフステージに応じた消費者知識を習得できるよう、学校における消費者教育を普及するため、学校や教員の研修に講師を派遣した。

4 回，190 人受講

イ 常設展示・移動展示

消費者に適切な情報を提供するため、消費者情報センター内に常設展示室を設けたり、大学祭やイベント等で移動展示を行い、啓発に努めた。

平成 19 年度実施状況 移動展示 9 回開催

2(2) 徳島県消費者大学校の運営

複雑多様化する消費者問題に対応すべく、消費者問題について体系的、専門的に学ぶ消費者大学校を開講して、地域の消費者リーダーを養成するとともに、さらに大学院を設けて、消費者活動の指導者の養成にも努めた。

2(3) 消費者まつりの開催

毎年 5 月が「消費者月間」と定められており、この月間中「消費者まつり」を実施して消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供及び消費者教育・啓発を実施することにより、消費者の自立支援及び消費者団体の活動の活性化に努めている。

平成 19 年度開催状況

開催年月日	場 所	参加人員(人)
平成 19 年 5 月 26・27 日	徳島市・ヨンデンプラザ徳島	1,370

2(4) 消費者ネットワークの構築

悪質商法などの情報を毎週 1 回メールマガジンで県民のパソコン及び携帯電話に配信するとともに、受信した情報など消費者に役立つ情報を広めてもらうことにより消費者情報センターと消費者をつなぐ「くらしのサポーター」を募り、消費者被害の未然防止に努めた。

平成 19 年度登録実績 175 名

6 危機管理対策の推進

1 危機管理対策の推進（危機管理政策課，県民くらし安全課）

1(1) 危機管理対策の推進

ア 危機管理体制の整備

県民の安全・安心を脅かす様々な危機事象が発生した場合において、本県における危機管理対応の基本的な枠組みを示す「徳島県危機管理対処指針」に基づき、県民の生命や財産等への被害を防止・軽減するため、日常における事前対策をはじめ、危機事象発生時における応急・事後の各対策を、全庁を挙げ、確実に実施できる体制の整備に努めた。

また、政策監の下、各部局の主管課長等で構成される「危機管理会議」を中心とし、高病原性鳥インフルエンザの発生に備えた対応計画の整備や、食の安全・安心の確保の周知徹底等を図った。さらに、危機事象発生時において、県として実施すべき非常時優先業務をなるべく中断させず、中断した場合においてもできるだけ早急に復旧するための「徳島県業務継続計画」を平成 20 年 3 月に策定した。

イ 国民保護法への対応

有事・テロ等の事態から県民の生命・身体・財産を保護し、県民生活への影響を最小とするため、平成 17 年度に策定した『徳島県国民保護計画』に基づき体制づくりを進めた。

また、消防庁とともに全ての市町村において「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」の運用試験を実施した。

1(2) 食の安全・安心の推進

ア 徳島県食の安全安心推進条例の施行

県民の健康保護及び消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的として条例を施行し、食の安全・安心施策の推進を図った。

イ とくしま食の安全・安心県民会議の開催

徳島県における食の安全・安心の確保及び食育の推進に関し、生産から消費に至る各分野の県

民や有識者による意見交換などを通じて、相互に理解を深めるとともに、県の施策や関係者の取り組みに反映させた。

ウ 徳島県食の安全・安心推進会議の開催

食品の生産・流通・消費及び食育に関する事項を全庁的・横断的に協議する会議を組織し、食の安全・安心及び食育の推進策を検討した。

エ 「食の安全・安心情報メール(メールマガジン)」の運用

違反食品等の回収情報や食の安全・安心情報を、登録していただいた県民の皆様にもメールでお知らせすることにより、違反食品等の流通を停止し、市場から速やかに回収するとともに、食品に対する消費者の皆様の不安を解消することを目的に運用を行った。

オ 食の安全・安心カレッジ等の開催

県内における食の安全・安心のための取り組みや、その現場を見学するなど、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、カレッジ等を開催した。

2 消防防災運営体制の充実（危機管理政策課，消防保安課，警備課）

2(1) 初動体制の充実

ア 総合防災訓練等による初動体制の整備

種別	実施時期	実施場所	参加者等
市町村図上訓練 (風水害編)	8月8日	つるぎ町	市町村職員等
徳島県総合防災訓練	9月1日	吉野川市,阿波市	県,2市,消防防災航空隊, 防災センター,警察,消防, 自衛隊等
4県共同津波避難訓練	9月1日~2日	徳島市	3県,沿岸市町村等 (三重県は警報発令により中止)
市町村図上訓練 (南海地震編)	11月7日	北島町	市町村,警察,自衛隊等
徳島県石油コンビナート等 総合防災訓練	11月13日	阿南市	県,海上保安庁,四国電力, 消防等
緊急地震速報の本庁舎 伝達訓練	11月15日	徳島市	県職員,来庁者等
近畿府県合同防災訓練	12月1日 12月1日~2日	奈良県法蓮町 大和郡山市	2府7県,1市,警察,消 防,陸上自衛隊等
職員参集訓練	12月18日	徳島市,松茂町,北島町	県庁,消防防災航空隊, 防災センター
図上訓練	1月17日	徳島市	県,沿岸9市町,警察,関 係防災機関(自衛隊,海上 保安庁等)中国四国各県
全国非常通信訓練	6月19日	県内・東京都	9機関
〃	11月22日	〃	9機関

(次のページに続く)

(前のページの続き)

四国地方非常通信訓練	11月9日	香川県高松市	25 機関
徳島県非常通信訓練	8月30日	県内	25 機関
〃	1月15日～17日	〃	9 機関
中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練	11月28日～29日	鳥取県米子市，境港市	中国・四国ブロック緊急消防援助隊等
広域緊急援助隊災害警備訓練	4月25日	阿南市	警察，阿南市消防本部
中国・四国管区警察局合同広域緊急援助隊等災害警備訓練	2月4日～5日	香川県高松市	中国・四国管区内各県警察，陸上自衛隊等
南部圏域防災訓練	12月9日	海陽町	県，3 町，警察，関係防災機関(自衛隊，海上保安庁)

2(2) 航空消防防災体制の整備

ア 航空消防防災体制整備事業

広域性，機動性を活かした救急・救助や火災防御等の消防防災活動を行っている本県消防防災ヘリコプターの効果的な運航を行った。

平成 19 年度消防防災ヘリコプター「うずしお」運航実績

活動の種類		出動件数	飛行時間	備考
緊急運航	救急活動	31	29:15	転院搬送，負傷者搬送
	救助活動	17	21:24	水難・山岳事故等の行方不明者の捜索救助
	災害応急活動	1	1:32	物資緊急搬送，情報収集等
	火災防御活動	3	1:26	林野火災消火・偵察活動
	広域災害応援活動	0	0:00	他県の林野火災消火等
	計	52	53:37	
訓練活動等	災害予防活動	18	17:47	防災訓練参加，火災予防広報
	自隊訓練活動	99	113:16	自隊訓練活動，場外調査
	計	117	131:03	
一般行政活動		11	14:28	各種調査等
合計		180	199:08	

2(3) 広域防災活動計画の策定

南海地震などの大規模災害発生時に想定される被害に対し、国が平成 19 年 3 月に策定した「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づき派遣される広域応援部隊の活動場所や活動拠点をあらかじめ決めておくとともに、重症患者の搬送や支援物資の受け入れを具体的に示した「徳島県広域防災活動計画」を平成 20 年 3 月に策定し、内閣府等に報告した。

3 消防力の整備充実（消防保安課）

3(1) 消防施設・設備の整備充実

ア 市町村の消防力の充実強化

市町村の消防力の充実強化のため、下記のとおり消防施設等の整備を促進した。

種別	単位	国庫補助	計
耐震性貯水槽	基	5	5
防火水槽（林野分）	基	5	5
災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	団体	1	1
災害対応特殊消防ポンプ自動車	団体	2	2

3(2) 消防職（団）員の教育訓練の充実

ア 消防職員や消防団員に対する教育訓練の充実

消防職員や消防団員に対して、複雑多様化する災害への適切な対応方法と専門化する救急・救助、予防業務に必要な知識、技能を付与し、その向上を図るため、消防学校において充実した施設・設備を活用し、高度かつ実践的な各種教育訓練を実施した。

また、救急業務の重要性に鑑み、県内消防職員 8 名を救急振興財団の研修に派遣することにより救急救命士の養成を促進するとともに、既資格者 15 名を薬剤投与の追加講習に派遣した。

3(3) 防火対策の推進

ア 消防設備士講習の実施

防火対象物における消防用設備等の整備及び防火管理の徹底を図るため、消防設備士に対する講習を実施した。

イ 県民の防火意識の高揚

火災予防思想の普及を図るための各種啓発行事の実施について、市町村及び消防本部を指導するとともに、各種広報媒体を通じて県民に対し啓発を行い防火意識の高揚を図った。

種別	期間
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日
文化財防火デー	1月26日

3(4) 救急業務高度化の推進

消防機関が実施する救急業務の高度化を推進するため、関係者によるメディカルコントロール体制の構築について検討する「徳島県メディカルコントロール体制推進協議会」を運営した。

3(5) 市町村消防の広域化の促進

消防組織の広域・再編を進め、地域の消防対応力の充実・強化を図るため、「徳島県消防広域化推進計画策定委員会」を開催し、消防組織の組合せ案を審議するなど検討を進めた。

4 防災対策の推進（危機管理政策課，南海地震対策課，道路保全課，警備課，会計課）

4(1) 災害対応

ア 災害の発生状況と対応

梅雨前線豪雨及び台風第4号による県内各地で発生した風水害被害等に対して、3年ぶりに災害対策本部を設置するなど、適切な対応に努めた。

4(2) 県立防災センターの運営事業

ア 管理運営事業

県立防災センターの適切な管理運営を行い、平常時には防災に関する体験学習、防災研修の場として、また非常時には、災害対策拠点施設としての運用を図った。

イ 防災啓発推進事業

防災週間、防災とボランティア週間等の機会を捉え、県立防災センターにおいて、能登半島地震による被害写真、自然災害への備えや災害ボランティア活動を紹介するパネル展示や防災ビデオ上映会等を開催するほか、オープン3周年企画として家具の転倒防止対策パネル展、家具の転倒防止セミナー等の啓発行事を実施し、防災啓発の普及を図った。

また、防災知識の習得及び防災意識の向上を図るため、一般県民を対象に身近な話題から防災を考える「知っておきたい防災講座」や小学生等を対象に「夏休みこども防災教室」や「夏休みこども防災まつり」等を開催するとともに、県内の企業、団体の職員及び教職員を対象に、防災研修生受入事業を実施した。

さらに、平成19年12月16日、とくしま地震防災県民会議と連携し開催した「とくしま防災フェスタ」の中で、「地震防災フォーラム」や昭和南海地震の啓発パネル展などを実施し、県民の防災への関心を高め、防災意識の向上を図った。

4(3) 防災情報管理システムの整備

ア システムの運用

防災気象情報共有化システム，被災状況提供システム，道路防災情報管理システムの運用を行い，普及に努めた。

イ とくしま防災メールの普及

携帯電話のメール機能を利用して防災情報の配信を行う「とくしま防災メール」の普及に努めた。

ウ 全国瞬時警報システムを活用した情報伝達システムの整備

人工衛星を利用して，防災・危機事象情報を全国に配信する消防庁の「全国瞬時警報システム（J - A L E R T）」を活用した情報伝達システムが完成し，全庁LANを利用して「本庁」と「南部総合県民局美波庁舎」に自動起動により情報提供（庁内放送）を行うシステムの運用を平成20年3月から開始し，迅速・的確な初動体制の確保を図った。

エ 危機事象発生時にも県民への情報提供を継続的に行える情報ネットワークの整備

南海地震などの危機事象発生時にホームページへのアクセスが殺到してもスムーズな閲覧を実現させるためのキャッシュサーバの設置や，継続的な県民への情報提供を確保するための県外でのホスティングサーバを設置するなど，ホームページによる情報提供を円滑に行うことができる情報ネットワークの整備を図った。

オ 防災情報ポータルサイトの整備

防災や危機管理，食の安全・安心などの情報を県民に分かりやすく提供するため，これらの情報の入口，玄関となるポータルサイト「安心とくしま」の整備を図った。

4(4) 防災無線通信施設等の整備及び運営

ア 総合情報通信ネットワークシステムの管理及び運営

災害応急対策活動の基礎となる通信体制の確立及び行政情報の効率化等のため，県総合情報通信ネットワークシステムの適切な保守管理と有効な運営を図った。

イ 総合情報通信ネットワークシステムの再整備事業

地上系システムで使用している60MHz帯の周波数の移行について，使用期限である平成19年11月30日までに周波数変更のための無線設備の再整備工事を完了するとともに，老朽化した部品の交換も併せて行った。また，衛星系システムについて，映像方式がアナログ方式からデジタル方式へ変更されることに対応するため映像関係設備の一部改修を実施した。

ウ ヘリコプターテレビ伝送中継システムの運用

消防防災ヘリコプターから撮影した被災映像等を県庁等でリアルタイムに受信し，災害対応を迅速に決定するとともに，その映像を既存の衛星通信システムにより全国に発信して支援を要請するためのシステムを運用し，図上訓練等各種訓練において活用するとともに，災害時において確実に機能が発揮できるよう，毎月運用訓練を実施した。また，システムの機能維持を図るため保守点検委託を行った。

4(5) 災害活動拠点としての警察施設等の整備充実

地域における防災拠点の整備を図るため，牟岐警察署の耐震改修に向けた基本設計を実施した。

5 南海地震対策の推進（南海地震対策課，南部総合県民局，西部総合県民局）

5(1) 南海地震対策の推進

ア 徳島県地震防災対策行動計画の推進

切迫性が高まる南海地震の発生に備え，地震防災対策を計画的かつ効果的に取り組むことにより被害を最小限に抑え，「地震に強いとくしま」を実現するために，平成 18 年 3 月に策定した「徳島県地震防災対策行動計画」に基づき，最重要課題である県民の生命を守るために南海地震対策を推進した。

イ とくしま地震防災県民会議による県民運動の推進

「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指し，県民，事業者，防災関係者及び行政等が連携・協働するために設立した「とくしま地震防災県民会議」が中心となり，「とくしま防災フェスタ」（来場者 2,535 名）の開催や，マイ防災ざぶとんデザインコンテスト（応募数 56 作品）などを実施し，県民総ぐるみで南海地震に備える県民運動を展開した。

ウ 「寄り合い防災講座」の実施

地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き，南海地震の特徴などを分かりやすく説明し，家庭や地域でできる防災対策について住民と考える「寄り合い防災講座」を年間 224 回実施した。

エ 大学との連携による地域防災力強化事業

地域の防災リーダーとして地域の防災活動に行政と協働して取り組む「地域防災推進員」を養成するため，徳島大学に委託し，同大学が開講する教養科目「災害を知る」「災害に備える」全 32 回を社会人と学生合わせて 120 人が受講し，うち 79 人が修了した。

オ 緊急津波対策事業費補助金

地域ごとの津波避難計画に基づく避難場所・避難タワー・避難路等の整備事業（4 市町）を実施する市町に対して補助を行うことで津波避難困難地域の解消を図った。

カ 地域防災力強化促進事業費補助金

市町村が行う自主防災組織の結成及び活動活性化を支援する事業，住民の防災意識の向上に資する事業に対して補助を行い，地域防災力の強化促進を図った。

キ 4 県共同地震・津波県民意識調査事業

東南海・南海地震の自助・共助・公助のバランスがとれた防災対策を実施していくため，4 県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）東南海・南海地震防災連携協議会において，地震・津波県民意識調査を 3 年に 1 回共同で実施しており，第 2 回目となる調査を実施した。

ク 災害ボランティア活動環境整備事業の実施

平成 19 年 9 月 1 日，県立防災センターにおいて災害ボランティアのための避難所活動講座を開催し，ボランティア関係者等県民 30 人が参加した。

また，平成 19 年 12 月 22 日，平成 20 年 1 月 20 日には災害ボランティア活動を理解するための研修会を開催（延べ参加者 68 人）するとともに，徳島県社会福祉協議会と連携し，平成 20 年 2 月 22 日，2 月 28 日，2 月 29 日には災害ボランティア活動に重要な役割を果たすボランティアコーディネーターを養成するための研修会を開催（参加者 57 人），平成 20 年 3 月 16 日には災害救援ボランティア講演会・シンポジウムを開催（参加者 80 人）し，地域防災力の強化や災害時の

ボランティア活動について理解を深め、防災意識の啓発を図った。

さらに、大規模災害発生時に被災地でのボランティア活動が効果的に活かされるために、ボランティアの円滑な受け入れに関する基本的事項を定めた「徳島県災害ボランティア受入方針」を策定した。

ケ 徳島県災害ボランティア連絡会の設立

平常時からボランティア関係団体相互の連携・協力の促進を図り、災害時におけるボランティア活動の迅速かつ円滑な体制の確立を推進するために、平成 20 年 3 月に「徳島県災害ボランティア連絡会」を設立した。

コ 自主防災組織リーダー研修会の開催

平成 19 年 11 月 10 日～11 日の 2 日間、(財)日本防火協会との共催により県立防災センター等において自主防災組織リーダー研修会を開催した。自主防災組織関係者等 50 人が参加し、専門家による講義や災害図上訓練を実施し、自主防災組織の活性化や組織づくりを積極的に推進できる人材の養成を図った。

サ 「とくしま自主防災活動賞」徳島県知事表彰

自主防災組織の結成及び活動の充実強化を図るため、自主防災活動に関し、特に優れていると認められる 5 団体、1 市に対し、平成 19 年 9 月 8 日、知事表彰を行った。

シ 4 県自主防災組織交流大会の開催

東南海・南海地震による被害が予測される 4 県（三重県・和歌山県・徳島県・高知県）の自主防災組織の交流・連携を強化するため、平成 20 年 1 月 19 日に 4 県自主防災組織交流大会を開催し、4 県の自主防災組織の代表者など、531 人が参加した。

ス 徳島県自主防災組織連絡会の設立

自主防災組織の活動の輪を県下一円に広げ自主防災組織の強化充実はもとより、本県の地域防災力のさらなる向上を図るため、平成 20 年 1 月に「徳島県自主防災組織連絡会」を設立した。

5(2) 南部圏域における地域防災力の強化

ア 県民防災意識の啓発

南海地震発生時の死者ゼロを目指し、寄り合い防災講座や観光事業者を対象とした防災研修、自主防災組織リーダーを対象とした孤立化対応能力向上研修等を開催し、防災意識の啓発による津波避難対策や孤立化対策に重点的に取り組んだ。

イ 行政の災害対応能力の強化

行政の災害対応能力の向上を図るため、南部圏域防災訓練を実施するとともに、圏域内の防災関係機関で構成する南部防災対策連絡会議において、災害時における各機関の役割や連絡体制等を整理し、災害対応マニュアルとして取りまとめた。

ウ 南部防災拠点基本構想の策定

南海地震発生時の活動拠点の整備に向けて、南部防災拠点基本構想検討会を設置し、南部防災拠点の役割や機能、場所等について検討を進め、南部防災拠点基本構想を策定した。

5(3) 西部圏域における地域防災力の強化

自主防災組織の結成や活動の活性化及び若い世代の防災意識の高揚を図るため、次のとおり「災害に強い西部圏域の人とまちづくり事業」を実施した。

ア 若い世代の防災サポーター育成

小中学生を中心とした若い世代の防災意識の高揚を図るため、住民団体等で「若い世代の防災サポーター育成委員会」を組織し、圏域内小中学校 8 校において防災サポーター育成講座（基礎講座，図上訓練，避難誘導等実地訓練）を実施し，その事業内容を「若い世代の防災サポーターの手引き」として冊子にまとめ，小中学校や自主防災組織等関係機関に配布した。

イ 防災のまちづくりフォーラムの開催

新潟県中越地震の被災状況や復興活動を学び，南海地震などの大災害に圏域でどう備えるかをテーマに講演会と意見交換を行い，住民等 150 名が参加した。

ウ 自主防災組織活動研修会

自主防災組織活性化のため自主防災組織活動報告や地域安心安全ステーションの説明等研修会を実施し，自主防災組織の会長 70 名が参加した。

6 危険物の保安の確保（消防保安課）

6(1) 危険物の保安の確保

ア 自主保安体制の強化

火薬類をはじめ，一般高圧ガス，LP ガス，石油類の各種許認可申請時に厳正な審査を行うとともに，各種講習会等を通じ，自主保安体制の確立，災害事故の未然防止対策等について指導監督に努める一方，各事業所への立入検査及び保安調査を行った。

7 交通安全対策の推進

1 道路交通環境の整備（道路保全課，交通規制課）

1(1) 交通安全施設等の整備充実

ア 交通安全施設等の整備充実

社会資本整備重点計画法及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき，事故危険箇所における事故抑止対策の実施や高齢者，身体障害者をはじめ，ひとにやさしい歩行空間の整備，渋滞路線の円滑化対策の実施及び道路の新設・改良に伴う交通信号機の整備を実施するとともに，交通情報提供システム（AMIS）の整備拡充のための光ビーコンの増設等を実施した。

特に平成 19 年度は，住居系及び商業系地区における歩行者通行権の確保のための対策として，

- ・ あんしん歩行エリア「徳島市（住吉）地区」及び「石井町（石井）地区」の整備
- ・ 道路管理者等関係機関と合同で交通安全総点検の実施等道路交通環境の改善対策を重点的に実施した。

県土整備部

特定交通安全施設等整備事業実施計画（H15～19 年度）

事業別	事業内容	単位	平成 19 年度		H19 年度末での整備目標
			事業量	事業費	
国 補 事 業	自転車歩行者道等	km	1.6	千円 1,275,000	あんしん歩行エリアの事業実施箇所数【 1箇所 7箇所】 事故危険箇所（県管理）の事業実施箇所数【 1箇所 27箇所】
	交差点改良	箇所	2	109,000	
	電線共同溝	km	0.16	250,000	
	小計（1種事業）			1,634,000	
	道路標識・道路照明 簡易パーキング等	式	0	0	
	小計（2種事業）			0	
	国補事業計			1,634,000	
単 独 事 業	自転車歩行者道等	km	0.5	174,800	
	交差点改良・ 視距の改良	箇所	1	10,000	
	車両停車帯・ 路肩改良等	式	0	0	
	小計（1種事業）			184,800	
	道路標識・道路照明 防護柵・区画線等	式	1	189,800	
	小計（2種事業）			189,800	
	単独事業計			374,600	
合計（国補事業 + 単独事業）				2,008,600	

公安委員会

	事業内容	単位	平成 19 年度		
			事業量	事業費(千円)	
補 助 事 業	交通管制中央	式	1	64,236	
	交通管制	集中制御機	基	19	23,582
	端末装置	情報収集提供装置	基	2	1,444
	信号機新設		基	4	3,472
	道路標識		式	1	10,328
	信号機改良等		式	1	59,938
	補助事業計				163,000

(次のページに続く)

(前のページの続き)

単 独 事 業	信号機新設	基	10	63,300
	信号機改良等	式	1	233,443
	道路標識	式	1	60,582
	道路標示	式	1	53,205
	単独事業計			410,530
合 計				573,530

県土整備部（公安委員会執行分）
交通安全施設整備調整事業

事業内容	単位	事業量	事業費(千円)
交通信号機新設	基	8	70,297.5
計			70,297.5

イ 効果的、合理的な交通規制の実施

道路の新設・改良及び交通流・量の変化に即応した合理的な交通規制を実施するとともに、通学路の安全対策を中心とした交通規制の点検・見直しを推進した。また、事故危険箇所及びあんしん歩行エリア対策として、交差点改良を行うとともに、子供や高齢者等に配慮した交通信号機の整備及び交通規制を実施する等、総合的な交通管理対策を推進した。

主要交通規制実施状況

規制種別	箇所数	延長等
最高速度	22	28,280 m
はみ出し禁止	10	6,875 m
駐車禁止	1	160 m
横断歩道	62	90 本
自転車横断帯	28	53 本
自転車歩道通行可	12	21,230 m
一時停止	59	86 本
進路変更禁止	12	480 m
進行方向別通行区分	14	580 m
車両通行帯	8	1,580 m

2 交通安全意識の普及高揚（県民くらし安全課，交通企画課）

2(1) 交通安全教育の充実

ア 体系的な交通安全教育の推進

(ア) 交通安全講習等の開催状況

種 別	回数(回)	参加者(人)
安全運転管理者等	21	1,009
運転者	163	8,397
高齢者	562	26,439
小・中・高校生	495	70,587
幼児	322	22,497
その他	359	16,936
計	1,922	145,865

(イ) 交通安全教育ビデオの貸出

種 別	回数(回)	延べ人数(人)
一般	81	4,401
幼児	11	350
小・中・高校生	21	2,951
高齢者	11	350
計	124	8,052

(ウ) 交通安全教育推進協議会との連携

地域における交通安全教育推進体制の確立を目的として，市町村・郡あるいは警察署単位で設置している交通安全教育推進協議会（8市12町，交通安全教育指導員15名）と連携し，特に，子供，高齢者に対する交通安全教育を推進した。

2(2) 交通安全活動等の推進

県民の交通安全意識の高揚と正しい交通ルールの実践について啓発を図り，交通事故の防止に努めた。

ア 交通安全運動等の推進

種 別	期 間
春の全国交通安全運動	5月11日～5月20日
シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動	7月1日～8月31日
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
高齢者交通安全県民運動	11月21日～11月30日
飲酒運転撲滅月間	12月1日～12月31日
年末年始の交通安全県民運動	12月10日～1月10日
交通死亡事故多発警報の発令に伴う 死亡事故緊急抑止対策	4月11日～4月20日(吉野川) 7月4日～7月13日(全県)
交通事故死ゼロを目指す日	2月20日
高齢者等にやさしくする日	毎月5日
シートベルト等着用推進デー	毎月10日
県民交通安全参加日	毎月20日

イ 交通安全関係団体の指導，育成

(ア) 交通安全指導者講習会の開催状況

種 別	回数(回)	延べ人数(人)
交通安全母の会研修会	1	109
交通安全教育指導者研修会	2	32
高齢者交通安全推進員研修会	15	802
計	18	943

(イ) 安全運転管理の徹底

事業所における安全運転管理の充実を図り，事業活動に伴う交通事故を防止するため，次の施策を推進した。

a 安全運転コンクールに対する指導

平成19年9月1日から平成19年12月31日までの4か月間，社団法人徳島県安全運転管理協会が主催した事業所の安全運転コンクール(参加133事業所，4,233人)が効果的に行われるよう指導した。

b 安全運転管理者等講習会の実施

県下5会場で補充講習を含めて26回にわたり安全運転管理者等講習を実施した。

c 安全運転管理者選任事業所に対する自主的交通安全活動の促進指導

会報等を通じて各種の交通情報を提供するなど，事業所の自主的な交通安全活動を促した。

(ウ) 高校交通マナーアップクラブの活動の推進

「徳島県高等学校交通マナーアップクラブ連合会」(県下 15 地区 48 校)による登下校時の街頭指導や交通安全キャンペーン等の自主的活動を促し、高校生の交通事故防止と交通マナーの向上を図った。

(I) 交通関係機関及び団体等との連携の強化

a 各種交通安全キャンペーンの実施

各季の交通安全運動の機会を捉え、関係機関及び団体等と緊密な連携を図り、後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの着用、飲酒運転の撲滅、交差点ルールの遵守、高齢者の交通事故防止、早めのライト点灯と反射材の活用等地域に密着した交通安全キャンペーンを展開した。

b シルバーセーフティチームによる高齢者宅訪問活動の推進

老人クラブ等への組織未加入高齢者に対する訪問指導を行うシルバーセーフティチーム(県下 165 チーム, 6,452 名)を編成し、同チームによる交通安全指導及び反射材の配布、着用指導を実施した。

c 交通安全広報の推進

報道機関に対する迅速、的確な素材提供による広報やパンフレット・チラシの作成配布のほか、幅広い広報媒体を活用して効果的な広報に努めた。

ウ 交通事故防止対策の推進

(ア) 「交通事故ゼロ運動」の推進

年間を通じて、運転は「思いやり」「ゆずりあい」の気持ちを基本に「交通事故ゼロ運動」を推進し、交通ルールの遵守とマナーの向上を図った。

(イ) シートベルト・チャイルドシート着用の推進

各季の交通安全運動及び「シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動(7月～8月)」において、後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底に努めた。

(ロ) 高齢者対策の推進

a 高齢ドライバー講習の開催

高齢ドライバーを対象とした安全運転講習を実施した。(7回, 175人)

b 高齢者自転車安全運転競技大会の開催

高齢者を対象とした自転車安全運転競技大会を実施した。(県下 14 チーム 132 人)

c 高齢者交通安全推進員制度の積極的な運用

高齢者交通安全推進員の積極的な活動を推進し、高齢者を対象とした交通安全街頭活動を実施した。

d 高齢者個別指導の推進

交通安全母の会会員が高齢者宅を訪問し、高齢者に対する個別指導を実施した。

(エ) 若者の交通事故防止対策の推進

各季の交通安全運動の機会において、無謀運転の追放を展開したほか、若者向けラジオ広報等により、交通安全意識の高揚を図った。

(オ) 飲酒運転追放の推進

12月を「飲酒運転撲滅月間」と定め、県、市町村、警察、関係団体などが一体となり、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を展開した。

(カ) 自転車運転マナーアップの推進

高校生を対象に自転車の交通法規等について講習会を実施した。(5回, 3,508人)

3 効果的な運転者対策の推進(運転免許課)

3(1) 運転者教育の充実強化

ア 高齢運転者に対する交通安全教育の充実強化

70歳未満の高齢ドライバーを対象に「高齢者運転技能診断」を実施し、加齢に伴う運転技能の衰えを自覚させるとともに、自己の運転癖、安全運転のポイント等を指導するなど積極的な高齢ドライバー対策を講じた。

イ 各種講習の実施状況

講習種別	受講者数(人)
新規運転免許取得時講習	13,544
更新時講習	99,448
自動車教習所職員講習	384
停止処分者講習	2,958
取消処分者講習	162
違反者講習	1,131
初心運転者講習	416
高齢者講習	14,638
特定任意講習	9
計	132,690

ウ 指定自動車教習所への指導監督の強化

指定自動車教習所に対して、立入検査、検定立会及び指導員等に対する法定講習を実施するなど指導監督を強化した。

3(2) 危険運転者の早期排除

飲酒、ひき逃げ等悪質・危険な運転者に対しては、運転免許の仮停止・準仮停止制度を適正かつ積極的に運用し、行政処分を迅速・的確に行うなど道路交通の場からの早期排除に努めた。

3(3) 県民の利便性の確保と負担の軽減

70歳以上の高齢者を対象とする特定任意高齢者講習は、更新申請する6か月前から受講できるため、指定自動車教習所17校に業務委託し、受講者の利便性の向上に努めた。

3(4) 被害者対策の推進

交通被害実態の啓発活動については、平成19年度中の停止処分者講習受講者を対象に、交通

事故被害者及び遺族の悲惨な実態等を収録したビデオを視聴させるなどの被害者対策を実施し、運転者の安全意識の向上を図った。

4 道路交通秩序の確立（交通指導課）

4(1) 効果的な指導取締りの実施

ア 重点指向した指導取締りの実施

交通ルールの定着を目指して、悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点指向した効果的な指導取締りを実施した。

イ シートベルト非着用者に対する指導取締りの実施

幹線道路において恒常的に指導取締りを実施した。

ウ 放置駐車に対する指導取締りの実施

放置車両確認事務の民間委託によって、効果的な放置駐車取締りを実施した。

5 交通事故被害者救済対策の充実（県民くらし安全課）

5(1) 交通事故相談体制の充実

交通事故相談所において専門の相談員及び弁護士による相談を実施した。

区 分	面接相談	電話相談	計
件 数	84 件	587 件	671 件

5(2) 交通遺児の健全育成

徳島県交通遺児育成会が実施する奨学金支給等、交通遺児の健全な育成を図る事業に対して、1,000,000 円の県負担金を交付した。

奨学金支給状況

支給金額	奨学金支給児童・生徒数			
	小学生	中学生	高校生	計
6,442,000 円	42 人	26 人	30 人	98 人

8 治安の確保

1 地域安全対策の推進（県民くらし安全課，会計課，生活安全企画課，地域課）

1(1) 交番・駐在所の生活安全センター化

ア 住民が立ち寄りやすく相談しやすい施設の整備

国道（４９２号）の拡幅工事に伴い、幹線道路から外れた場所に所在していた

・美馬警察署 穴吹町宮内駐在所

を国道沿いに移転するとともに、点字ブロック及び来訪者用トイレを設置し障害者など来訪者の利便性を考慮した施設にした。

イ 地域住民への情報提供機能の充実

地域住民が自主的に行う地域安全活動がより効果的になるように、地域警察官が巡回連絡で各家庭や事業所を訪問した際、あるいは、各種地域の行事に参加した際に犯罪情報について直接説明したり、「ミニ広報紙」、「交番速報」の発行や、不在家庭等に対する「パトロールメモ」の配付を行い、地域安全情報の提供を行った。

また、犯罪発生状況や形態等を詳細に分析し、街頭犯罪や侵入犯罪・不審者情報を地図上に表示する「犯罪情報地理分析・提供システム」を活用し、県警ホームページで公開するとともに、「子ども110番の家」等の協力者や学校関係者等に対して不審者情報や地域安全情報を配信する「安心メールシステム」に自動登録制度を導入し、防犯ボランティア、保護者等に積極的に情報を提供した。

さらに、「地域の安全を守る会」等の地域防犯ボランティアと協働して、各地域の犯罪発生状況等に応じた地域安全キャンペーン、各種防犯訓練、防犯診断及び被害防止のための防犯教室の開催等の活動を展開し自主的地域安全意識の高揚を図った。

ウ 交番勤務員の不在対策

空き交番の解消と良好な市民応接を確保するため、県下の全交番25ヶ所に交番相談員（警察官OB、非常勤特別職）を配置しているが、平成19年度は、さらに6人を増員し、18ヶ所の交番に複数配置して、交番機能の強化を図った。

1(2) 防犯対策の充実

ア 地域安全ボランティア活動の支援及び育成

(ア) 地域安全ボランティア活動の支援

防犯ボランティア団体に対し、身近な犯罪の発生状況や被害防止等地域の安全確保に必要な情報を提供したほか「地域安全安心ステーション」モデル事業に代表される防犯ボランティアの装備等に対する支援を実施した。

また、青色回転灯装着車（211台）の拡充を図り、防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施など子どもの安全確保や地域社会の安全と安心を守るための各種活動の支援を図った。

(イ) 職域防犯組織や学生ボランティアによる地域安全活動の推進

金融機関、深夜スーパー、カラオケボックス等既存の職域防犯組織の活性化を図るとともに防犯ボランティア組織の参加による地域安全活動の裾野拡大に努めた。

特に、学生等に対しては、積極的な社会参加を呼びかけ、大学、専門学校及び高校生によるボランティアによる各種地域安全活動を推進した。

イ 地域安全推進事業の実施

(ア) 街頭犯罪通報システム（スーパー防犯灯）の整備

女性や子どもを守り身近な街頭犯罪を防止するため、徳島市内中心部の繁華街等にスーパー防犯灯6基（17年度2基設置、18年度4基設置）を設置し、事件・事故発生時における迅速・的確な通報体制の確保及び犯罪に遭いにくい環境の確保による犯罪の未然防止を図った。

(イ) 「子ども 110 番の家(車)」の拡充等による子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもが誘拐等の凶悪事件に遭うことなく、安心して登下校できるように通学路や公園等の周辺の民家、商店等を県下全域で 10,613 箇所を「子ども 110 番の家」に指定するとともに県内の企業・団体の営業車両等 7,766 台を「子ども 110 番の車」に指定するなどして、子どもを犯罪から守る活動を推進した。

(ウ) 長寿社会対策の推進

高齢者の保護と社会参加活動の促進を目的として、高齢者を対象に悪質商法被害防止教室、振り込め詐欺被害防止教室、高齢者交通安全教室等を開催するなど、高齢者の被害及び事故防止対策を推進した。

ウ 安全で安心なまちづくり推進事業の実施

(ア) 安全で安心なまちづくり推進大会の実施

安全で安心なまちづくりの意識啓発を目的として、推進大会を実施した。

開催日 平成 19 年 10 月 11 日

場 所 徳島県郷土文化会館

参加者数 600 人

主な内容 防犯功労者表彰、講演、防犯設備実験など

(イ) 防犯ボランティア団体リーダー養成研修

自主防犯活動の推進を図るため、防犯ボランティア団体リーダー養成研修を県内 3 箇所で開催した。

1(3) 初動捜査体制等の強化

ア 広域自動車警ら隊の活動強化

増加する街頭犯罪に対応するため、平成 15 年に広域自動車警ら隊本隊を発足し活動中であるが、平成 18 年度には南部分駐隊を阿南署新庁舎に移転したことにより、西部分駐隊と併せてその活動範囲を拡充し、ほぼ県下全域をカバーできるようになった。

これに伴い、夜間、初動体制及び機動力が増強されたため、広域自動車警ら隊による街頭犯罪の検挙活動や抑止活動は県民の体感治安の向上に寄与した。

イ 通信指令システムの高度化

現在の犯罪情勢に対応するため、平成 18 年度に通信指令システムを更新し、より一層迅速的確な初動指揮・指令を実施した。

2 暴力団排除活動の推進(組織犯罪対策課)

2(1) (財)徳島県暴力追放県民センターにおける活動の充実

県下における暴力団排除活動の中核である(財)徳島県暴力追放県民センターに対し、

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に基づく事業所責任者講習
- ・ 企業暴排セミナー

等の活動に関する支援を積極的に行い、県民の期待に応えた。

種別	回数	受講者数（実施対象）
責任者講習	43回	1,217名（事業所，公務所）
企業暴排セミナー等	13回	980名（職域団体）

2(2) 地域暴排組織及び職域暴排組織の活性化

行政機関及び職域組織主催による暴力排除会議等における講演，資料提供等暴力団排除活動への支援を行い，組織の活性化に努めた。

2(3) 暴力団被害者等の保護対策の徹底

暴力団対策法運用及び暴力団被害関係者3名に対して，緊急通報装置を貸し出すなどして保護対策を徹底した。

3 被害者支援活動の推進（警務課）

3(1) 職員に対する被害者支援等の周知徹底

県警察学校の各種専科教養及び各警察署内での職場教養などを通じて職員に対する指導・教養に努め，被害者等の心情・ニーズに配慮した対応の浸透を図った。

3(2) 犯罪被害者支援組織の活性化

平成19年6月27日，徳島県犯罪被害者支援連絡協議会の総会を開催して会員相互の連携強化と活性化を図ったほか，総会に併せて和歌山犯罪被害者自助グループ「なごみの和」会員による特別講演会を開催して被害者支援の意識向上等に努めた。また，各警察署においても地区犯罪被害者支援連絡協議会の総会を随時開催し，関係会員間の連携強化と活性化に努めた。

3(3) 被害相談窓口等の広報

ア 街頭キャンペーンの実施

平成19年11月25日，JR徳島駅前において県犯罪被害者支援連絡協議会との共催による街頭キャンペーンを実施し，一般通行人に対してリーフレット等配布した。

イ 県内4大学における広報キャンペーンの実施

平成19年10月～11月にかけて県内4大学（徳島大学，鳴門教育大学，徳島文理大学，四国大学）において広報キャンペーンを実施し，各大学の学生等に対してリーフレット等を配布した。

4 犯罪即応体制の強化（警務課，捜査第一課）

4(1) 犯罪の国際化へ対応

京阪神の外国人犯罪グループによる組織窃盗等が連続発生する可能性が依然として強いことから，これら来日外国人による犯罪に対処しうる捜査員の育成強化に努めた。

ア 国際捜査研修制度の充実

高い語学力を備えた捜査官育成のため、国際捜査研修所での語学研修（北京語 1 名）、中国語会話の民間委託教養（対象者 1 名）、タイ王国への海外研修（対象者 1 名）を実施した。また、諸外国の警察運営、犯罪実態の調査と情報交換を実施し、国際的センスを養うための海外研修（対象者 1 名）を実施した。

イ 通訳体制の充実

需要の多い北京語を中心に部外通訳者を 52 名確保し、通訳体制の強化を図った。

5 銃器対策の強化（組織犯罪対策課）

5(1) 水際防止システムの整備・充実

近年、暴力団対立抗争等に伴う発砲事件、けん銃等の銃器を使用した凶悪事件の発生が後を絶たず、しかも、けん銃の一般社会への拡散化が窺われるなど依然として厳しい情勢にある。

このため、各種装備の整備及び税関・海上保安庁など関係機関・団体等との連携をより強化した。

5(2) 広報啓発活動の推進

けん銃等の違法銃器を根絶するためには、県民一人ひとりが違法銃器に対する拒絶の意思を高める必要があることから、チラシ・リーフレット・駐在所発ミニ広報紙の発行、街頭キャンペーンを実施するなど積極的な広報啓発活動を推進し、県民総ぐるみによる総合的な施策を推進することにより、銃器を拒絶する社会環境づくりを行った。